

「店頭デリバティブ取引説明書」新旧対照表

アンダーライン : 改訂箇所

新	旧	備考欄
<p>6、注文の種類と執行方法 (2) 指値注文（リミット・オーダー） 10 ページ</p> <p>当注文は、お客様が<u>あらかじめ執行の条件となるトリガー価格</u>を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、<u>成行注文を執行します。</u>（そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。）</p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで<u>指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。</u></p> <p>(3) 逆指値注文（ストップ・オーダー）</p> <p>当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の</p>	<p>6、注文の種類と執行方法 (2) 指値注文（リミット・オーダー） 10 ページ</p> <p>当注文は、お客様が<u>注文価格</u>を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、<u>当該時点の価格を以って約定します。</u>（そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります。）</p> <p><u>当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文又は同じ値段をトリガー価格として指定する逆指値等注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。よって、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります。</u></p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで<u>失効しません（部分約定による残りの注文は、失効せずに残ります。）。</u>取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。</p> <p>(3) 逆指値注文（ストップ・オーダー）</p> <p>当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>

<p>場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、成行注文を執行します。(そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。)</p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。</p>	<p>場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、成行注文を執行します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。</p> <p><u>当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値等注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。</u></p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。</p>	<p>(削除)</p>
--	--	-------------